

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

もともと確定申告不要な給与所得者等の場合、**寄附先が5団体まで**であれば**確定申告不要になる制度**ですが、申請者が確定申告に代わる申請書を寄附先自治体へそれぞれ郵送するなどの**手続きが必要**です。

○「ワンストップ特例制度」を使うための条件

1：もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること

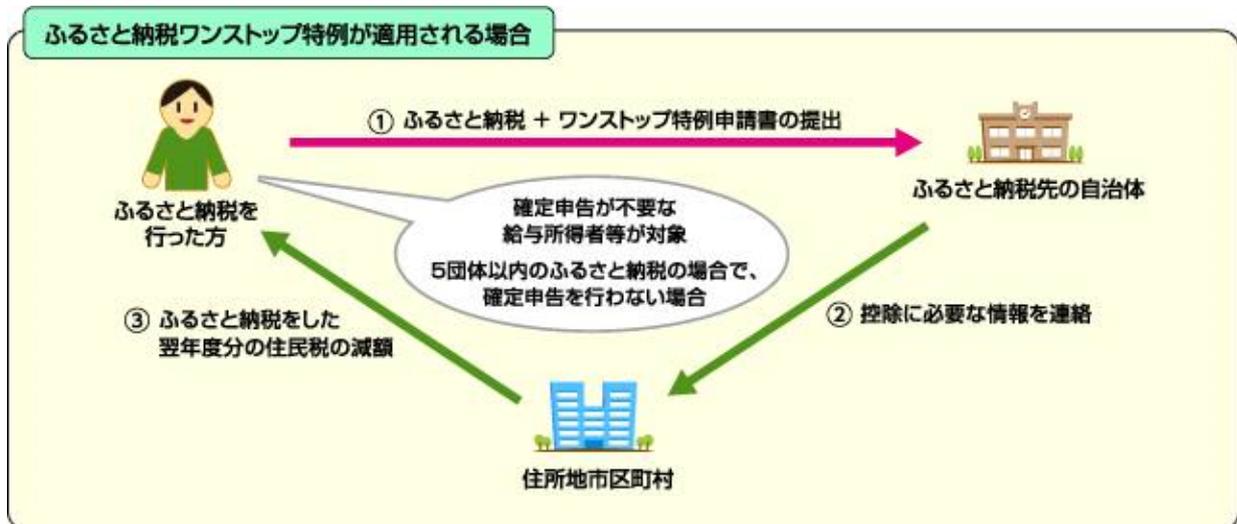
年収 2000 万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄付金控除を申請してください。

注) ワンストップ特例制度を申請された後、確定申告をしなければならなくなった場合は、申請済みの特例制度は無効となりますので、確定申告に含める必要があります。

2：1年間の寄附先が5自治体以下であること

1つの自治体に複数寄附をしても1カウントとなります

○ワンストップ特例制度の流れ



本制度の対象となる方で特例制度適用を希望される方は、申請書に必要事項をご記入、**捺印**の上、下記住所宛**本町へ郵送**ください。

○送付先

〒079-0592

北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地
妹背牛町役場 企画振興課 企画振興グループ